

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成28年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	(1) 空間構成 ①建築物の配置計画 ②ゾーニング・動線計画 ③要求室等の計画 ④建築物の立体構成等
	(2) 意匠・建築計画 ①要求室の機能性・快適性等 ②図面、計画の要点等の表現・伝達
	(3) 構造計画 ①大スパン架構における上部構造の構造種別・架構形式、スパン割り及び部材の断面寸法の計画 ②大空間における天井等の落下防止対策の考え方 ②地盤条件及び経済性を踏まえて採用した基礎構造の計画
	(4) 設備計画 ①自然エネルギーの利用方法とその省エネルギー効果 ②自然採光及び自然換気の利用
	(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ②地上3階建てでないもの ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④建築面積が1,260m ² 以下でないもの ⑤床面積の合計が2,000m ² 以上、2,500m ² 以下でないもの ⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調理室、幼児用便所①、医務室、保育所玄関、事務室①、屋外遊戯場、集会室、プレイルーム、図書室、工作室、児童クラブ室、育児交流室、育児相談室、幼児用便所②、受付、事務室②、屋上広場、エントランスホール、前述以外の便所、機械室又は設備スペース、エレベーター
	⑦その他設計条件を著しく逸脱しているもの
採点結果の区分 (成績)	○採点結果については、ランクI、II、III、IVの4段階区分とする。 ランクI：「知識及び技能」*を有するもの ランクII：「知識及び技能」が不足しているもの ランクIII：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクIV：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。 ○なお、採点の結果、ランクI、II、III、IVのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクI：42.4%、ランクII：27.1%、ランクIII：20.7%、ランクIV：9.7%
合格基準	採点結果における「ランクI」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。